令和８年１０月

お客様各位

日高信用金庫

暗号資産交換業者および資金移動業者への振込について

特殊詐欺やSNS型投資、ロマンス詐欺、不正送金事案において、多額の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正に送金される事例が発生しており、金融庁・警察庁から被害防止対策強化について要請を受けています。

このような情勢を踏まえ、当金庫では、暗号資産交換業者・資金移動業者への振込に際し、口座名義人(法人口座を含む)と異なる振込依頼人名に変更してのお振込は、制限させていただく場合があります。

また、詐欺被害等を未然防止のため、お振込の理由などを確認させていただくとともに、必要に応じて資料等の提出を求める場合があります。

お客さまの大切な資産を守るため、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

まごころ ふれ愛
日高信用金庫